

副 本

令和3年（ワ）第23302号 国家賠償請求事件







原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

調査嘱託申立てに対する意見書

令 和 4 年 6 月 10 日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人	加	藤	眞	理	
同	寺	内	伊	織	
同	寺	本	孝	規	
同	松	本		渉	
同	高	橋	一	光	
同	川	尻	拓	也	

被告東京都は、原告らの令和4年5月11日付け調査嘱託申立書（以下「本件調査嘱託申立書」という。）による調査嘱託の申立て（以下「本件調査嘱託申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語については、本意見書で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

第1 意見の趣旨

本件調査嘱託申立書の「2 調査事項」のうち、(2)ないし(5)に係る調査嘱託申立てを却下する
との決定を求める。

第2 意見の理由

本件調査嘱託申立書の「2 調査事項」（以下「本件調査事項」という。）のうち、(1)に係る調査嘱託申立てについては、御庁においてしかるべく判断願いたい。

しかしながら、本件調査事項(2)ないし(5)に係る調査嘱託申立てについては、以下に述べるとおり、必要性及び相当性が認められないから、速やかに却下されるべきである。

1 本件調査事項(2)及び(3)について

原告らは、平成28年6月2日（本件噴霧乾燥器1の輸出時）及び平成30年2月21日（本件噴霧乾燥器2の輸出時）時点における経済産業省の本件要件ハの解釈運用を証明するため、本件調査嘱託申立てに及んだものである（本件調査嘱託申立書の「1 証明すべき事実」。以下「本件証明事実」という。）。

そして、原告らは、本件調査事項(2)及び(3)において、経済産業省が本件要件ハに関して、本件調査嘱託申立書別紙（以下、本意見書において、単に「別

紙」という。)の解釈運用を行う旨を明示的に公表するなどして事業者向けに周知するための措置を講じたことがあるか、同解釈運用を行う旨を原告会社に対して通知したことがあるかを調査事項として掲記している。

しかしながら、本件証明事実を立証するためには、本件調査事項(1)について調査を嘱託すれば十分であり、かつそれで足りるというべきであるし、関係法令上、別紙の解釈運用の公表又は通知を義務付ける定めは見当たらないため、本件調査事項(2)及び(3)と本件証明事実との関連性が不明であるといわざるを得ない。

よって、本件調査事項(2)及び(3)に係る調査嘱託申立ては、必要性が認められない。

2 本件調査事項(4)及び(5)について

原告らは、本件調査事項(4)及び(5)において、経済産業省の職員の外事一課員に対する回答及び発言を調査事項として掲記している。

しかしながら、上記1で述べたとおり、本件証明事実を明らかにするためには、本件調査事項(1)について調査を嘱託すれば足りるというべきであるし、経済産業省の職員の回答及び発言は、個人の回答及び発言の域を出るものではなく、これらを明らかにすることによって、本件証明事実が立証されることにはならない(なお、経済産業省の回答は、丙3号証及び丙9号証によって明らかにされている。)

また、嘱託事項については、団体による報告の客観性、確実性を期待して設けられた本条の趣旨からして、嘱託する調査の内容は、嘱託先である団体が団体として保有する情報によって客観的に報告できるものに限られ、報告に当たって主観を混入させるおそれのあるものや、当該団体の構成員又は所属員が個人的に保有する情報は原則として調査の対象とならないとされているところ(秋山幹男ら著・コンメンタール民事訴訟法IV 1 2 3 ページ、裁判所職員総合

研究所監修・民事訴訟法講義案〔三訂版〕226ページ参照)、経済産業省の職員がいかなる回答及び発言をしたかは同職員のみが保有する情報であり、同省が本件調査事項(4)及び(5)を回答するに当たっては、当該職員から聞き取り調査を行うなどの必要があると認められ、その過程で主観が混入するおそれもあるため、本件調査事項(4)及び(5)に係る事項は調査の対象とならないというべきである。

よって、本件調査事項(4)及び(5)に係る調査嘱託申立ては、必要性及び相当性が認められない。

以 上